

# 大分県報

平成二十八年  
号外（二六）  
十月二十五日

（火曜日）

## 目次

### 告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定（二件）……………一

### ○告示

#### 大分県告示第五百五十四号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、平成二十八年五月二日付け大分県告示第二百八十二号において別途告示で定めることとされている期日（以下「期日」という。）を次のとおり定める。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

期日のうち、次に掲げる地域に納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年十一月二十九日までの間に到来するもの（条例第二十一条第一項第三号及び第四号の規定により課する法人の県民税、同項第五号の規定により課する利子割、同項第六号の規定により課する配当割、同項第七号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第三十五条第一項の規定により課する法人の事業税、条例第三十五条の十一の規定により課する地方消費税並びに条例第三十七条及び大分県税条例の一部を改正する条例（平成二十七年大分県条例第三十号）附則第八項の規定により課する県たばこ税に限る。）について、平成二十八年十一月三十日とする。

都道府県名

地域

熊本県

八代市  
人吉市  
荒尾市  
水俣市

- 玉名市
- 山鹿市
- 菊池市
- 宇土市
- 上天草市
- 宇城市
- 阿蘇市
- 天草市
- 合志市
- 下益城郡美里町
- 玉名郡玉東町
- 玉名郡南関町
- 玉名郡長洲町
- 玉名郡和水町
- 菊池郡大津町
- 菊池郡菊陽町
- 阿蘇郡南小国町
- 阿蘇郡小国町
- 阿蘇郡産山村
- 阿蘇郡高森町
- 上益城郡嘉島町
- 上益城郡甲佐町
- 上益城郡山都町
- 八代郡氷川町
- 葦北郡芦北町
- 葦北郡津奈木町
- 球磨郡錦町
- 球磨郡多良木町
- 球磨郡湯前町
- 球磨郡水上村
- 球磨郡相良村
- 球磨郡五木村
- 球磨郡山江村
- 球磨郡球磨村
- 球磨郡あさぎり町
- 天草郡苓北町

#### 大分県告示第五百五十五号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第

平成二十八年十月二十五日

大分県報号外（告示）

二項の規定により、平成二十八年五月二日付け大分県告示第百八十二号において別途告示で定めることとされている期日（以下「期日」という。）を次のとおり定める。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

期日のうち、次に掲げる地域に納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年十二月十五日までの間に到来するもの（条例第二十一条第一項第三号及び第四号の規定により課する法人の県民税、同項第五号の規定により課する利子割、同項第六号の規定により課する配当割、同項第七号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第三十五条第一項の規定により課する法人の事業税、条例第三十五条の十一の規定により課する地方消費税並びに条例第三十七条及び大分県条例の一部を改正する条例（平成二十七年大分県条例第三十号）附則第八項の規定により課する県たばこ税に限る。）について、平成二十八年十二月十六日とする。

都道府県名

地域

熊本県

熊本市

阿蘇郡西原村

阿蘇郡南阿蘇村

上益城郡御船町

上益城郡益城町